

## 浦安市規則第30号

浦安市後期高齢者医療に関する条例等施行規則の一部を改正する  
規則

浦安市後期高齢者医療に関する条例等施行規則（平成22年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、第5号様式及び第7号様式を次のように改める。

第4号様式 (第2条第4号)

浦安市 後期高齢者医療保険料 領収済通知書



浦安市



浦安市



口座番号		加入者名	浦安市会計管理者
------	--	------	----------

<div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	

被保険者番号

様

税目	賦課年度	期別	通知書番号	保険料額 円	納期限
----	------	----	-------	--------	-----

延滞金	円		合計金額	円																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>											<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										

取りまとめ店
CVS収納用 (ご注意) 金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードが読み取れない場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

収納代行会社

上記の金額を領収しましたので通知します。  
(宛先) 浦安市会計管理者

	領収日付印
--	-------

(浦安市役所/ CVS本部控)

後期高齢者医療保険料納付書 (原符)

口座番号	
加入者名	浦安市会計管理者

通知書番号		期別
納期限		
税目	賦課年度	被保険者番号
保険料額 円	領収日付印	
延滞金 円		
合計金額 円		

(金融機関控/ CVS店舗控)

後期高齢者医療保険料領収証書

口座番号	
加入者名	浦安市会計管理者

税目	賦課年度	納期限
期別	通知書番号	
保険料額 円	※この領収証書は5年間大切に保管してください。	
延滞金 円		
合計金額 円		

上記のとおり領収しました。

領収日付印
収入印紙不要

収納代行会社 (納付者控)

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

様

浦安市長



年度 後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書

保険料に還付額が生じたので、通知します。

氏名					支払金額	円
住所						
被保険者番号	年度/期	過誤納発生日		過誤納発生事由		
	年度 期	年 月 日				
納付すべき保険料	納付額	過誤納額	還付額	返納額	還付加算金	

※ 過誤納額と還付額に差額がある場合は、既に充当が行われています。

支払方法			支払予定日	年 月 日
金融機関名			本支店名	
口座番号	種別		口座名義人	

- ※1 金融機関名が記載されている方は、上記の還付口座へ振込み予定です。
- ※2 金融機関名が記載されていない方や上記の還付口座を変更される方は、下記の依頼書をご記入の上、 月 日までに送付してください。

----- キリトリ線 -----

後期高齢者医療保険料還付口座振込(新規・変更)依頼書

年 月 日

(宛先) 浦安市会計管理者  
被保険者番号

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号

銀行	本店	普通 当座	口座番号	
金庫	支店 出張所		口座名義人 (カタカナ)	

公金受取口座を利用する（本人以外の口座に振込む場合は、利用できません。）

※ マイナポータルから登録した公金受取口座への振込みを希望する場合、上記にチェックしてください。この場合、上記の口座情報は、記入不要です。

※ 本人以外の口座に振り込む場合は、裏面の委任状にもご記入ください。

委任状

委任者 住所 \_\_\_\_\_

(被保険者) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は下記の者を代理人と定め、過誤納還付金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者 住所 \_\_\_\_\_

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

第7号様式 (第4条)

浦安市 後期高齢者医療保険料 領収済通知書 (公)

口座番号	加入者名	浦安市会計管理者
------	------	----------

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px;"></div>	

被保険者番号 様

税目	賦課年度	期別	通知書番号	保険料額 円	納期限
----	------	----	-------	--------	-----

延滞金	円	合計金額	円

取りまとめ店

CVS収納用 (ご注意) 金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードが読み取れない場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

収納代行会社

上記の金額を領収しましたので通知します。  
(宛先) 浦安市会計管理者

領収日付印

(浦安市役所/ CVS本部控)

浦安市 (公)

後期高齢者医療保険料納付書 (原符)

口座番号	
加入者名	浦安市会計管理者

通知書番号	期別	
納期限		
税目	賦課年度	被保険者番号
保険料額 円	領収日付印	
延滞金 円		
合計金額 円		

(金融機関控/ CVS店舗控)

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

切り取らないで金融機関・コンビニにお出してください。

右記の保険料が未納となっておりますので、指定期限までに納付してください。

指定期限	年 月 日
------	-------

年 月 日  
浦安市長 印

※本状到着前に納付された場合は、行違いですのでご了承ください。

浦安市 (公)

後期高齢者医療保険料督促状兼領収証書

口座番号	
加入者名	浦安市会計管理者

様

税目	賦課年度	納期限
期別	通知書番号	
保険料額 円	※この領収証書は5年間大切に保管してください。	
延滞金 円		
合計金額 円		

上記のとおり領収しました。

領収日付印
-------

収納代行会社 (納付者控)

収入印紙不要

## ◎納付（入）場所

## ◎延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

なお、当分の間、上記の年14.6%の割合にあつては各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合（上限年14.6%）とし、上記の年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限年7.3%）とします。

## ◎滞納処分

督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。

## ◎教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。